

かながわりサイクル製品認定制度実施要綱（抜粋）

第4章 検討会

（設置）

第13条 知事は、第5条第2項、第8条第1項及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、かながわ3R推進会議規約第7条に基づく部会として、検討会を設置する。

2 検討会は、かながわりサイクル製品認定検討会運営規程に基づき、知事から付議された案件について、次の事項を検討する。

- (1) 認定要件に対する適合性
- (2) 認定製品としての総合的妥当性

（組織等）

第14条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、かながわ3R推進会議の会長（以下、「推進会議会長」という。）が指名し、知事がこれを選任する。

- 2 委員の定数は4名以上7名以内とする。
- 3 委員の任期は、委員の選任日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再選任することができる。

（会長等）

第15条 検討会に、会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（検討会の会議）

第16条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、推進会議会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会議の議事で議決が必要なときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（持ち回り会議）

第17条 推進会議会長は、やむを得ない事情により会議を開催できないときは、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。